

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の市長が指定する研修

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱第 44 条第 1 項の市長が指定する研修は次のとおりとする。

1. 豊中市生活支援サービス従事者研修実施要領に基づき実施する研修
2. 他の市町村が、大阪府の標準カリキュラム（「生活援助サービス従事者研修カリキュラム」）に基づき実施する研修
3. 他の市町村が実施する研修のうち上記 1、2 と同等と認められる研修